

担 当 障がい福祉室地域生活支援課  
 発達障がい児者支援グループ  
 担当者 奥村、瀬野  
 内 線 2 4 6 8  
 直 通 6 9 4 4 - 6 6 8 9

《一部新規》【知事重点】

予算額（福祉部分）1億2,065万8千円（うち新規事業771万円7千円）

## 発達障がい児者総合支援事業

～発達障がい児者のライフステージに応じて、  
 一貫した切れ目のない総合的な支援のため、先進的な取組みを充実・強化～

これまで「施策の谷間」とされてきた発達障がい児者支援として、平成25年度から知事重点事業である「発達障がい児者総合支援事業」を創設。平成26年度においては、身近な地域で支援を受けることができるよう、一部新規事業を含め、3つのポイントを中心に施策を充実・強化します。

### 【ポイント I】乳幼児健診の実施体制の充実

発達障がいに早期に気づき、療育などの支援を受けることで、その後の生活上の支障が少なくなることから、市町村における乳幼児健診の充実を図るため、健診現場におけるゲイズファインダー（診断補助装置）の活用についてモデル事業（3市町村）などを実施します。

### 【ポイント II】保護者への支援の充実

発達障がい児の保護者への支援として、療育の必要性や発達障がいの正しい理解を伝える「ペアレント・トレーニング」（保護者に対する集団プログラム）を市町村や専門療育機関で引き続き実施するとともに、「ペアレント・トレーニング」を行うインストラクターの養成を行います。

また、発達障がい児者の保護者自身が他の保護者の相談相手となる「ペアレント・メンター」やメンターと相談希望者とのマッチングなどを行うコーディネーターを養成します。

### 【ポイント III】発達障がい児者支援を行う地域支援機能の強化

相談支援事業所や家庭教育支援チーム\*等の地域の支援機関が発達障がいの特性を理解し、対応が困難なケースへの支援力を高めることができるよう助言・指導を行う発達障がい者支援コーディネーターを増員するとともに、支援機関情報を集約した支援マップを整備し、支援の充実・強化を図ります。

\*市町村が実施主体となり、子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対する訪問支援を行うチーム

#### 【事業概要】

1. 発達障がい早期気づき支援事業（一部新規） （予算額 1,388万4千円）  
 乳幼児健診の実施体制の充実（市町村の健診現場における診断補助装置の活用のモデル実施等）  
 発達障がいの早期の気づきや診断に関わる人材の育成（幼稚園教諭、保育士の研修、医師養成）
2. 発達障がい児療育支援事業（一部新規） （予算額 3,786万6千円）  
 地域の発達障がい児を支援する事業所の育成支援。  
 保護者支援（ペアレント・トレーニングの実施など）の充実
3. 発達障がい者支援事業（一部新規） （予算額 2,198万7千円）  
 在宅の発達障がい者（未診断や疑いを含む）への訪問支援や診断前相談などの実施、支援プログラムの開発。
4. 発達障がい者支援センター事業（一部新規） （予算額 4,577万7千円）  
 発達障がい者支援センターアクトおおさかの運営  
 発達障がい者支援コーディネーターの派遣、支援マップの整備
5. 発達障がい児者支援体制整備検討部会 （予算額 114万4千円）  
 検討部会、ワーキンググループの運営

<b>(ケアコーディネート事業)</b>	
担 当	障がい福祉室 地域生活支援課 地域サービス支援グループ
担当者	三和、若村
内 線	2 5 4 0 直 通 6 9 4 4 - 2 3 6 7
<b>(医療型短期入所整備促進事業)</b>	
担 当	障がい福祉室 生活基盤推進課 推進グループ
担当者	稲田、古賀
内 線	2 4 6 2 直 通 6 9 4 4 - 6 0 2 6

《新 規》【知事重点】

予算額 1, 6 8 6 万円

重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業

【目 的】

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者（※）の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの実践と福祉サービス等の充実強化に取り組みます。

（※）重症心身障がい児者：身体障がい者手帳（1級・2級）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者

【事業概要】

**(1) ケアコーディネート事業**

446 万円

医療と福祉の連携強化など重症心身障がい児者の地域生活を取り巻く課題の解決に向けて、重症心身障がい児者と介護者が安心して地域生活を送るための支援を行う関係機関が参画する地域ケアシステムを実践します。

〔内 容〕

- ・医療機関を含む2次医療圏域ケア連絡会議を設置し、市町村が調査した当事者の具体的な状況を分析の上、地域生活の維持に必要なサービスの質と量を把握。
- ・当事者の福祉サービスの利用を促進するため、福祉サービス体験や介護者向け相談会・交流会、事業所向けの相談会を実施。
- ・当事者や支援者への情報発信。

※H26年度は南河内圏域で実施。

H27年度は残り5圏域（豊能、三島、北河内、中河内、泉州）で実施。

（H28以降は市町村に引き継いでいく）

**(2) 医療型短期入所整備促進事業**

1,240 万円

地域で生活する重症心身障がい児者の介護者が最も希望する福祉サービスは「短期入所」となっています。しかしながら、人工呼吸器管理が必要な重症心身障がい児者の受入れが可能な短期入所事業所が府内に殆ど無いことから、医療機関での短期入所の整備を促進します。

〔内 容〕医療機関が空ベッドを活用した短期入所事業の指定を受け、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れた場合に、短期入所報酬と入院診療報酬との差額相当額を補てん。

- ・初度設備（初年度のみ）：500千円
- ・差額補填（年間）：5,700千円/3床分（1医療圏域あたり）

※H26年度 2圏域（三島、南河内）で実施。

H27年度 6圏域（三島、南河内、豊能、北河内、中河内、泉州）で実施。

担 当	障がい福祉室地域生活支援課 地域生活推進グループ
担当者	有山、天間、児玉
内 線	2 4 5 6
直 通	6 9 4 4 - 6 6 7 1

《一部新規》

予算額375万6千円（うち新規事業55万9千円）

## 障がい児者虐待防止支援事業

～市町村や施設従事者等のスキルアップを目指し、障がい児者虐待防止の取組みを強化します～

### 【目 的】

障害者虐待防止法に基づき、人材養成や市町村職員初動期対応マニュアル作成等の取組みを進めてきましたが、平成24年度の大阪府における養護者による虐待の通報・虐待件数は残念ながら全国最多となりました。

このため、養護者による障がい者虐待に適切に対応し、虐待予防の取組みを進めるため、平成26年度は市町村職員の対応力向上や虐待要因の分析を踏まえ、予防に向けた取組みを推進します。

### 【事業概要】

1. 広報啓発事業 【予算額 63万9千円】
  - ① 府民や障がい福祉サービス事業者向けに、障がい児者虐待防止に係る周知を行い、啓発を進めます。
2. 虐待防止研修事業（一部新規） 【予算額 229万5千円】内、新規分45万8千円
  - ① 市町村及び障がい福祉サービス事業所等に対する虐待対応のための基礎研修を実施します。
  - ② 平成26年度は新たに、養護者虐待の最前線にある市町村職員向けに虐待対応力強化を図る専門研修を実施します。実践事例を中心にした演習形式により、緊急時の判断能力を高め、初動期から終結までの虐待対応の各過程において、節目ごとに適切に対応できるスキルの向上を図ります。
3. 虐待要因分析ワーキング（新規） 【予算額 10万1千円】
  - ① 市町村とともにワーキングチームを立ち上げ、事例の要因分析を行い、虐待予防策を検討します。
  - ② 収集した事例については、虐待対応及び予防策の共有化を図るため、虐待防止専門研修の演習等に活用します。
4. 専門性強化事業 【予算額 50万円】
  - ① 障がい者虐待の問題に関する専門性強化のため、法律等の専門的な助言を要する虐待事例について、弁護士等から助言を得る体制を確保します。
5. 障がい者虐待防止推進部会の設置運営 【予算額 22万1千円】
  - ① 推進部会を運営し、法に基づく連携協力体制を整備します。

《新 規》

担 当：地域福祉推進室社会援護課生活支援グループ（臨時福祉給付金）  
 担当者 門脇、上田  
 内 線 2422  
 直 通 6944-6667  
 担 当：子ども室家庭支援課家庭福祉グループ（子育て世帯臨時特例給付金）  
 担当者 平岡、中井  
 内 線 2432  
 直 通 6942-0789

平成 26 年度当初予算額 : 688 万 1 千円 【臨時福祉給付金（簡素な給付措置）】  
 : 674 万 6 千円 【子育て世帯臨時特例給付金】

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」及び「子育て世帯臨時特例給付金」について

【制度の趣旨】

- 平成 25 年 1 月 25 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に基づき、平成 26 年 4 月からの消費税率引上げ（5%→8%）による需要の過度の変動が景気への悪影響とならないよう、低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するための給付措置が実施されます。
- 何れも実施主体は市町村で、都道府県は市町村の円滑な事業執行を支援します。

【支給対象者の要件】

＜臨時福祉給付金（簡素な給付措置）＞

- ①基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に住民基本台帳に記録されていること（外国人含む）。
- ②市町村民税（均等割）が非課税であること（平成 26 年度分の課税状況により判断）。
- ③市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族でないこと。
- ④次のアからウに該当しない者（※アからウは当該制度内で対応予定）。  
 ア. 生活保護の被保護者    イ. 中国残留邦人等支援給付受給者  
 ウ. 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費等の受給者

＜子育て世帯臨時特例給付金＞

- ①基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。  
 ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。  
 （注）1 基準日より後に転居した場合であっても、転入先ではなく、1 月 1 日時点の住所地の市町村が支給。  
 2 市町村が地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給。

【支給対象者数及び給付額】

＜臨時福祉給付金（簡素な給付措置）＞

府内支給対象者数：約 170 万人（推計値）  
 給 付 額 : 給付対象者 1 人につき 1 万円（加算対象者（※）はさらに 5 千円を加算）  
 を 1 回限りで支給【府内給付額推計 213 億円】  
 （※加算対象者：高齢基礎年金、児童扶養手当、特別障がい者手当等の受給者）

＜子育て世帯臨時特例給付金＞

府内支給対象者数：約 92 万人（推計値）  
 給 付 額 : 対象児童 1 人につき 1 万円を 1 回限りで支給【府内給付額推計 92 億円】

【府の役割】

- 市町村に対する事業説明会の開催及び広報活動等を実施し、府内市町村において円滑な事業執行が行えるよう支援します。

《新規》【知事重点】

担 当 子ども室子育て支援課 保育グループ  
 企画グループ  
 担当者・内線 赤井、田口（保育グループ 2440）  
 竹内、浅田、松井（企画グループ 4261）  
 直 通 6944-6678

予算額 21億5,928万4千円

保育緊急確保事業

～待機児童解消と子ども・子育て支援新制度に基づく事業の先行的な支援に取り組みます～

【目 的】

平成27年度に施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、平成25年度から実施している「待機児童解消加速化プラン」のより一層の推進と、新制度における「地域子ども・子育て支援事業」を先行的に支援する保育緊急確保事業を実施します。

【事業概要】

○「待機児童解消加速化プラン」の推進 7億8,844万4千円

小規模保育、家庭的保育、幼稚園の長時間預かり保育や認可を目指す認可外保育施設への支援等、待機児童の多い市町村が積極的に取り組む事業を支援するほか、保育士処遇改善、利用者支援事業等に取り組む市町村も支援。

（下記以外の事業 国1/2、府1/4、市町村1/4（政令・中核市においては一部国1/2、市1/2）  
 保育士処遇改善 国3/4、府1/8、市町村1/8（政令・中核市においては国3/4、市1/4）  
 利用者支援事業 国1/3、府1/3、市町村1/3

○新制度に基づく事業の先行的な支援 13億7,084万円

放課後児童クラブの充実や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など新制度における「地域子ども・子育て支援事業」を先行的に取り組む市町村を支援

（国1/3、府1/3、市町村1/3（政令・中核市においては一部国1/3、市2/3））

（参考）

「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、安心子ども基金を活用して平成26年度に以下の事業を実施（主なもの）

保育所等整備事業（保育所・地域子育て支援拠点の整備支援）	135億3,386万9千円
小規模保育設置促進事業（新たな小規模保育事業のための改修等支援）	11億9,227万4千円
認定子ども園整備等事業（幼稚園長時間預かり保育のための改修等支援）	2億1,595万9千円
家庭的保育改修等事業（家庭的保育実施場所に係る改修等支援）	9,151万7千円
認可外保育施設整備支援事業（認可を目指す認可外保育施設の改修等支援）	3,285万円

【知事重点】

担当：地域福祉推進室社会援護課 生活支援グループ  
 担当者 門脇  
 内線 2422  
 直通 6944-6667

予算額：6億6,046万1千円（うち府執行分：2,420万8千円）

「生活困窮者自立促進支援モデル事業」について  
 ～緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）活用事業～

【目的】

- 平成27年度から実施する生活困窮者自立支援制度の円滑な実施体制の検討等を行うため、モデル事業を実施します。  
 また、同モデル事業を実施する市町に対し必要な経費を助成します。

【事業内容（府執行分）】

1 自立相談支援モデル事業

- ・相談支援体制の構築：生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的・包括的・継続的に対応し、自立支援を促進するための体制を構築。
- ・地域の連携体制の構築：支援の実施に必要となる町村との連携体制や、管内の関係機関とのネットワークを構築。

2 就労準備支援モデル事業

直ちに一般就労に就くことが難しい者に対し、一般就労に向けた一貫した自立支援として、必要に応じて生活自立支援、社会自立支援、就労自立支援に係る訓練を実施。

3 家計相談支援モデル事業

失業や債務問題等を抱える生活困窮者に対し、家計相談・家計管理の指導、貸付のあっせん等を実施。

4 「就労訓練事業の推進」モデル事業

本事業の事業者への周知・普及促進や事業認定等の事務の実施体制を検討。

\*上記1～3は福祉事務所設置自治体として事業を実施。4は都道府県として事業を実施。

＜生活困窮者自立支援法＞

- ・「最後のセーフティネット」である生活保護に至る前の段階の自立支援を強化するため、就労その他の自立相談支援を行うと共に、必要に応じ、住居の確保や就労に必要な訓練、家計相談等の支援を実施。
- ・実施主体：福祉事務所設置自治体及び都道府県等。

